

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

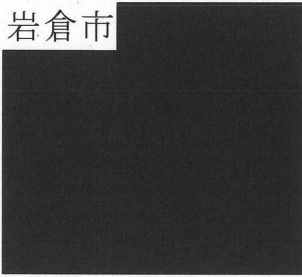
専決第1号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年12月27日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和5年2月3日専決

岩倉市長 久保田桂朗

事	故	相手方住所氏名	損害賠償の額
場 所	概 要		
岩倉市大地町五反田25番地先市道南140号線	相手方車両が北進中、舗装の沈下により路面から約4センチメートル突き出した状態となった上水道の仕切弁 ^{きょう} 管に車両左前輪のタイヤ及びホイール、左後輪のタイヤが接触し損傷したものの。	岩倉市 	90,000円